

情報満載

比布町役場 (代表)	85-2111
総務企画課	85-4801
まちづくり推進室	85-4802
税務住民課	85-4803
保健福祉課	85-4804
地域包括支援センター	85-2112
産業振興課	85-4806
建設課	85-4807
議会事務局	85-4808
農業委員会	85-4809
比布町教育委員会	85-2262
図書館	85-3354
体育館・改善センター	85-2513
保健センター	85-2555
びびたく号	85-4800
グリーンパークびっぴ	85-2383
遊湯びっぴ	85-4700

わが家のアイドル



たきざわ ここな
滝沢 心菜ちゃん
康司さん・麻未さんの長女
(2歳10か月・寿町)

甘いものは別腹♪♪
現在、イヤイヤ期真っ只中。
食欲旺盛、元気な2歳です。
みなさん、よろしくね♪

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介します。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしております。宛先は裏表紙をご覧ください。

忘れていませんか？

税の第一期納期限は7月31日

本年度の町税と国民健康保険税の第一期目の納期限は7月31日です。納税通知書は、各家庭へ郵送されています。まだ第一期分を納入されていない方は、納期限が過ぎていますので、内容をお確かめのうえ、早急に納入してください。町税の納付は、町民の義務であると同時に、納めていただく税金は、みなさんへより良い行政サービスを提供していくうえで必要かつ大切な財源です。

**手続きをお忘れなく
児童扶養手当と
特別児童扶養手当**

■児童扶養手当
児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に支給されます。なお、公的年金を受給している方は、年金額が児童扶養手当額よりも低い場合に、その差額の手当を受給することができます。

■支給月額
▽全部支給の場合
□児童1人 42,500円
□児童2人 加算10,040円

□児童3人以上以降 加算6,020円
▽一部支給の場合 □42,490円
10,030円
▼児童扶養手当の現況届の提出
現在、手当を受給されている方は、8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出してください。

□特別児童扶養手当
特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設などに入所しているとき、

または障がいを支給理由とする公的年金を受給できるときは、手当を受けることができます。

■支給月額
□1級 51,700円
□2級 34,430円
▼特別児童扶養手当の所得状況届の提出
現在、手当を受給されている方は、8月12日から9月11日までの間に「所得状況届」を提出してください。

※手当を受けるためには、所得制限など一定の要件があります。

■申し込み・問い合わせ
役場保健福祉課福祉係

結核をなくすために

複十字シール運動にご協力をお願いします

複十字シール運動は、結核を中心とした胸の病気をなくして、健康で明るい社会をつくるための運動です。その実現のために募金活動を行い、病気への理解を広め、予防の大切さを伝えていきます。募金は、結核や肺がん・COPD(慢性閉塞性肺疾患)などの普及啓発や結核予防団体への活動支援などに役立てられます。

本町では、婦人会連絡協議会の「家族の健康を守る主婦の会」が推進し、担当の代議員が各戸へお伺いします。

で、温かいご協力をお願いします。

■問い合わせ

公益財団法人北海道結核予防会

☎011・252・5266

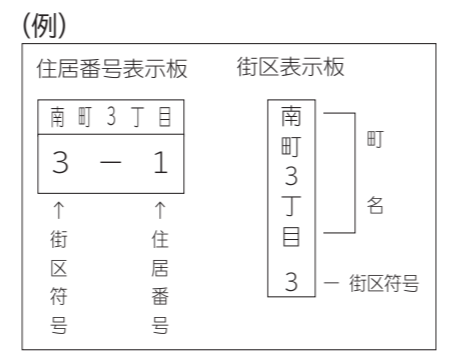


**お知らせします
街区表示板及び住居番号表示板について**

町では、住居表示を実施している地域の街区の角の建物に「〇町〇丁目〇」と表示した縦56cm横12cmの青色の「街区表示板」、建物の入口に「〇町〇丁目〇」と表示した縦7cm横12cmの青色の「住居番号表示板」を取り付け、現

在地の案内をしています。破損・汚損などしている場合は再発行しますので、戸籍年金係までご連絡ください。住居をわかりやすく表示するため、街区表示板及び住居番号表示板の掲示にご協力ください。

■問い合わせ
役場税務住民課戸籍年金係



戸籍のまど
(7月15日までの届出)

※了承をいただいた方のみ掲載しています。

◆お悔やみ申し上げます◆
(氏名・享年・行政区)
富塚 由男さん 92歳(西町)

税務住民課の窓口では、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示をお願いしています。なりすましや第三者からの不正な届出、請求を防止するため、皆様のご協力をお願いします。

すぐに届出を!

3号から1号への切り替え届出が2年以上遅れたことがある方へ

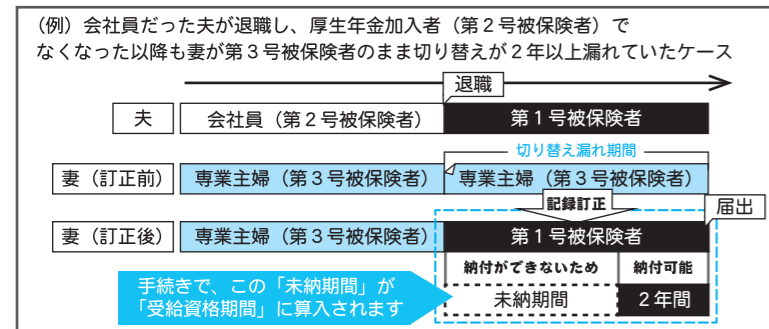


夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出(3号被保険者から1号被保険者への変更届)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

なお、手続きをすれば「未納期間」を「受給資格期間」に算入できます。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。



無年金や年金の減額を防ぐことができます。年金事務所で手続きが必要です!

問い合わせは
最寄りの年金事務所または
「ねんきん加入者ダイヤル」へ
☎0570-003-004
年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意ください。

☆☆ 専業主婦・主夫の大事な国民年金のお話です ☆☆
■問い合わせ■役場税務住民課戸籍年金係■
■旭川年金事務所 ☎72-5004または5005 ■※自動音声案内

まちの人口 (6月末現在)

総数	3,773人 (-5)
男	1,771人 (+1)
女	2,002人 (-6)
世帯数	1,846世帯 (+4)

※住民基本台帳登録数 () は対前月増減数